

栃木県版

栃木県は企業の農業参入をサポートします

# 農業参入マニュアル

平成28年4月制度改正版

チャレンジしてみませんか!!



とちぎわで農業に

農業従事者の減少や高齢化が進んでいます。

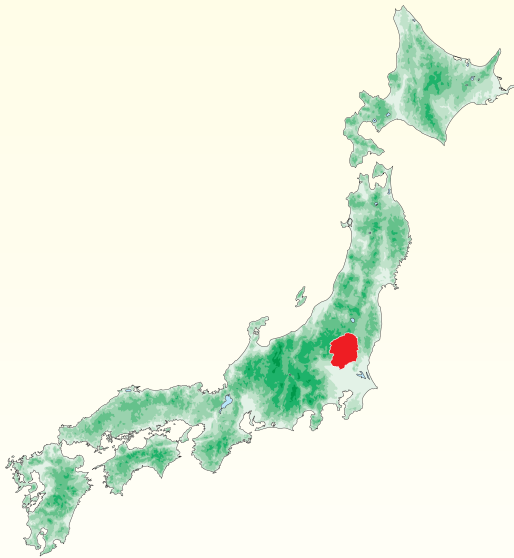
このままでは、担い手不足や耕作放棄地の増加などにより、地域農業が停滞し、地域活力が失われることが心配されます。

そのため、栃木県では担い手の確保・育成を重点的に取り組んでおり、企業の農業参入についても、地域農業を担う認定農業者や集落営農組織が不足する地域における新たな担い手の一つとして、市町等と連携を図りながら、地域と調和した参入を支援しています。



# ちぎの魅力

栃木県は関東地方北部の内陸県で、首都東京から60～160kmの位置にあります。豊かな自然にあふれ、また世界遺産「日光の社寺」など歴史文化遺産も数多くあります。



東端	東経 140度18分
西端	東経 139度20分
南端	北緯 36度12分
北端	北緯 37度09分

## 1 広大な農地、豊かな水資源

- (1) 東西約84km、南北約98km、面積は6,408km<sup>2</sup>あり、関東地方で最も広大な県です。県土の約半分が標高200m以下、県土の約20% 1,255km<sup>2</sup>を農用地が占めています。
- (2) 那珂川、鬼怒川など関東有数の河川が流れ、豊富な地下水とともに、年間約23億m<sup>3</sup>といわれる農業用水の需要をまかなっています。また、河川の源流部に近いため水がきれいで、高品質な農産物の生産に役立っています。

## 2 恵まれた気象条件

栃木県は温帯湿潤気候に属し、内陸県のため、1日の最高気温と最低気温の較差が大きめという特徴があります。

夏期は山地の降水量が多く、県全域で雷が多いことでも知られています。冬期は山地では降雪量が少なく、平地では乾燥した晴れの日が多くなっています。特に冬期の日照時間の長さ、降雪日数の少なさから、施設園芸に向いています。

これら農業生産に向けた気候条件のもと、県内では北方型のりんごや南方型のみかんが栽培されるなど多種多様な農産物が生産されています。

## 3 東京まで1時間の交通アクセス

道路は、南北に東北自動車道(川口～青森)、国道4号、新国道4号の広域幹線道路が走り、東西に北関東自動車道、国道50号が茨城県から群馬県までを結んでいます。

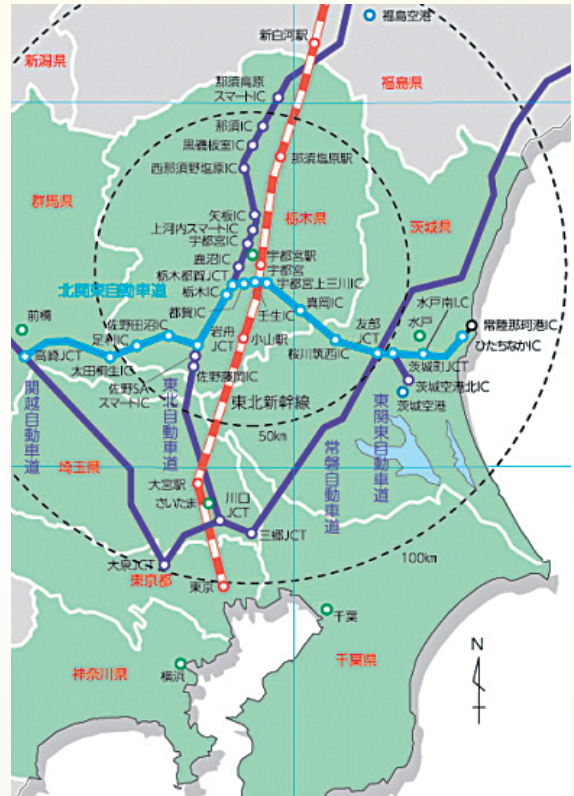
鉄道は、南北に東北新幹線、JR宇都宮線が走っています。東北新幹線は東京から小山まで43分、宇都宮まで48分で直結しており、東京への通勤圏となっています。

このため、栃木県は首都圏の食料供給基地として重要な役割を担っています。

## 4 抜群の生活環境

有史以来マグニチュード7以上の地震発生がなく、また、台風や洪水などの自然災害が極めて少なく、住み良さの要素の一つになっています。中心地である宇都宮市では、行政機関をはじめ、金融機関、企業の本社・支社が集結しています。

その県都宇都宮を中心として放射状に道路網が整備されており、県内の約75%の地域から宇都宮市(県庁)まで1時間以内で来ることが可能となっています。



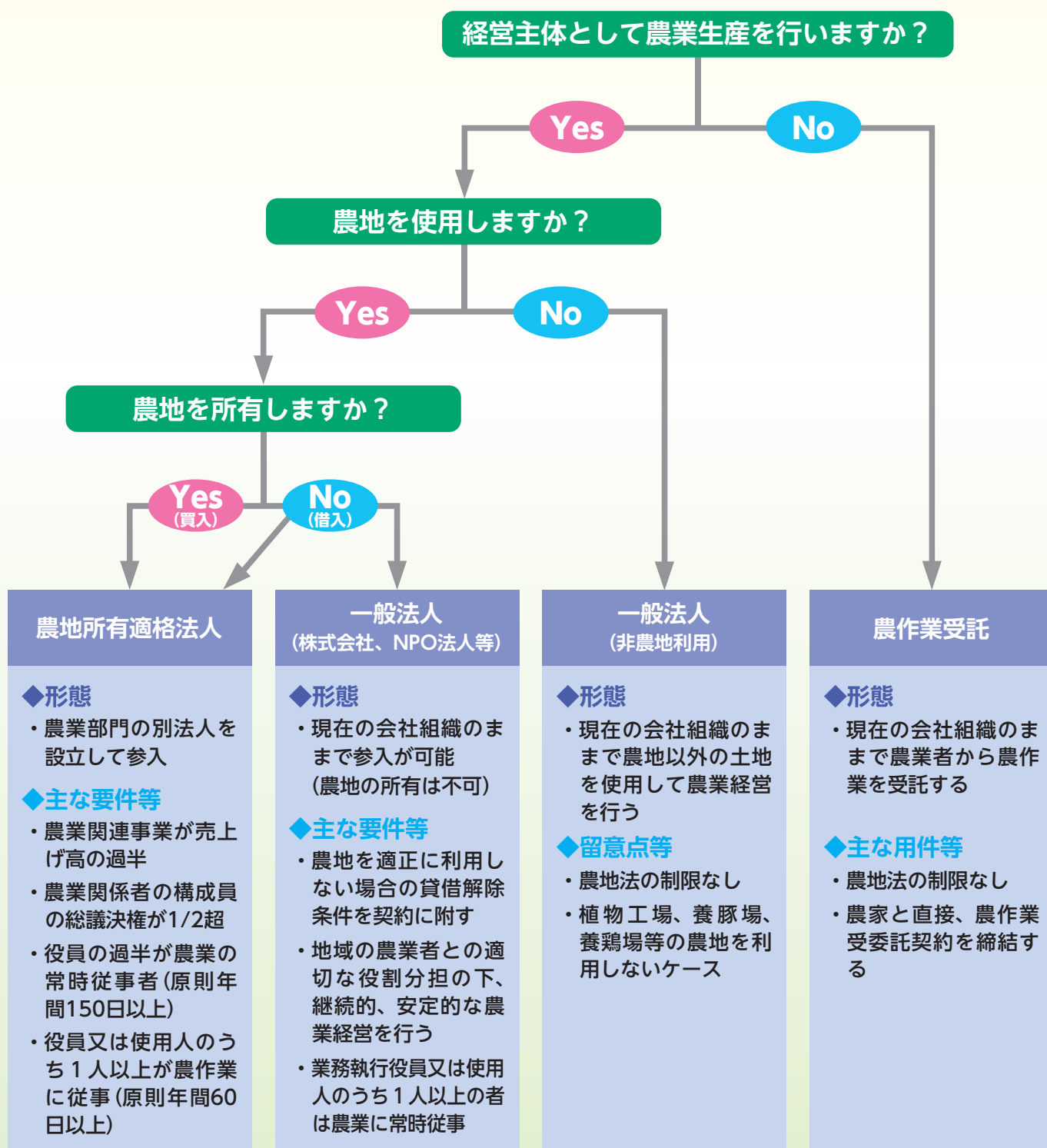
# 農業参入の手順

## 1 参入目的の明確化

全国各地で農業分野に進出する企業が増えていますが、「新分野への進出による収益性の向上」や「食品リサイクルネットワークの構築」、更には「耕作放棄地等の解消など地域への貢献」、「社員の福利厚生」など、その目的はまちまちです。

まずは、貴社の「農業参入の目的」を明確にした上で、相談にお越しく下さい。

## 2 企業の農業参入パターン







# 農地制度に関する主要要件

農地を使用する農業経営を行う場合、農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく手続きが必要となります。どちらの場合も農業委員会の許可(又は決定)が必要となります。農地所有者や参入しようとする市町、農業委員会等と相談しながら選択します。

## 1 基本的な要件(全ての農業者)

### (1) 農地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うこと

必要な機械、労働力、技術があると認められることが必要です。

### (2) 経営面積が原則50a以上であること

下限面積は、地域の実情に応じて、市町農業委員会が独自に設定しています。

### (3) 周辺の農地利用に支障を生じるおそれがないこと

農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があってははいけません。

## 2 農地所有適格法人以外の法人が農地を借りるための要件

### (1) 貸借契約に解除条件が附されていること

農地を適正に利用していない場合に、貸借を解除する旨の条件が契約に附されていることが必要です。

(この他、実際の契約書には、撤退時の問題を防止するため、現状回復や費用負担、損害賠償、違約金支払い等の取り決め等を記載することになります)

### (2) 地域における適切な役割分担のもと、継続的な農業経営を行うこと

地域における農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決め等を遵守し、継続した営農が見込まれることが必要です。

### (3) 業務執行役員又は使用人(農場長等)のうち1人以上が農業に常時従事すること

業務を執行する役員は、会社法上の取締役の他、理事、執行役、支店長等の役職名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者です。また、使用人とは農場長等を指します。業務執行役員又は使用人のうち1人以上が農業に常時従事することが必要です。

※農業に従事とは、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労働も含まれます。

## 3 農地所有適格法人の要件(農地を買う、借りることが可能)

### (1) 法人形態要件

株式会社(公開会社ではないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

### (2) 事業要件

主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む)(売上高の過半)

### (3) 構成員要件

【農業関係者】	【農業関係者以外の構成員】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の農業の常時従事者</li> <li>・ 農地の権利を提供した者</li> <li>・ 基幹的な農作業の委託農家</li> <li>・ 農地中間管理機構</li> <li>・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人</li> <li>・ 地方公共団体</li> <li>・ 農業協同組合、農業協同組合連合会</li> </ul>	

総議決権の1/2超

総議決権の1/2未満

### (4) 役員要件

- ① 役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員
- ② 役員又は重要な使用人(農場長等)のうち、1人以上が農作業に従事(原則年間60日以上)

# 営農計画の準備作成

## ① 営農計画作成のポイント

農業は生産に必要な土地(農地)、人(労働力)、施設・機械及びそれらの取得資金はもちろん、販売までに数ヶ月以上かかるため、それまでの資金も必要になります。

また、栽培技術の取得や、生産物販売方法など様々な課題があるため、何年何月から農業を始めるという目標を定め、上記の課題を計画的に解決していく必要があります。

### (1) 何をどこで(地域)作るのか？

農業は米麦・園芸・畜産などの部門があり、栽培方法や栽培できる時期も異なります。土地や気象条件にも大きく影響され、参入できる地域や経営面積も限られてきます。

### (2) 農業技術の習得は？

土地や気象条件に合わせて栽培するために必要な農業技術を、どのように習得するのか、または技術を有する者を雇用するのか等、検討が必要です。

県では、基礎的な知識や技術を習得するための「とちぎ農業未来塾」を実施しています。

### (3) 販売方法は？

自社で直接販売するのか、市場等へ出荷するのかにより、出荷の荷姿や流通ルート、営業方法が大きく異なってきます。また、作ったから売れるとは限りません。

### (4) リスクに対する対応は？

農産物の栽培開始から出荷販売まで、短くても数ヶ月間の経営資金調達が必要です。

また、農業施設・機械等の初期投資の回収にも年数を要します。

更には天候や市況の変動により予定した生産量や販売金額が得られないこともありますので、余裕を持った資金計画が必要となります。

### (5) 参入の形態は？

現在の会社形態で参入するのか、新たに農地所有適格法人等を設立して参入するのかで、必要な手続きや活用できる資金等が異なってきます。

## ② 主要作物経営指標(参考)

項目	単位	水稲	いちご	冬春トマト	夏秋なす	にら	秋冬ねぎ	なし	ばら	スプレー菊
出荷時期	月		11~5	11~7	7~10	1~12	8~5	8~11	1~12	1~12
栽培面積	a	3,500	40	50	40	80	50	250	50	50
必要労働時間	hr	6,880	7,546	5,526	3,212	7,695	1,785	5,260	3,624	4,987
販売量	t,万本	178.5	20.0	85.0	20.0	36.0	15.0	83,570	47.9	64.0
単価	円/kg,本	200	900	300	290	415	300	259	96	55
販売金額	千円	40,950	18,000	25,500	5,800	14,940	4,500	21,577	45,984	35,200
経営費	千円	26,083	10,591	15,063	3,449	7,499	2,154	10,961	29,183	22,706
所得	千円	14,866	7,409	9,897	2,351	7,441	2,346	10,616	16,801	12,593

※指標値については、県経営診断指標(平成24年版)等を参考に算出

# 農業参入に係る支援制度等

## ① 農業制度資金

農業へ参入しようとする法人が貸付対象となる農業制度資金には、農業近代化資金(一般資金)、経営体育成強化資金があります。※融資は、融資機関による審査があります。

## ② 認定農業者制度

農業経営改善計画を作成して市町に申請・認定されれば、低金利の農業制度資金の貸付対象者となる等、個人の農業者とほぼ同様の支援を受けることが可能となります。

# 農業参入に関する県の考え

## 1 背景

農業の担い手が減少する中で、農業の内外を問わず、幅広い人材の確保が急務となっています。こうした中、平成21年12月の農地法等改正により、一般法人形態で農地を借り入れることが可能になり、また、平成28年4月の改正農地法の施行により、農地を所有できる法人（農地所有適格法人）の要件が緩和され、企業は農業に参入しやすくなりました。一方、農業者にとっては企業参入への不安感も強いことや、企業にとっては農地や生産ノウハウの確保等の課題も多いことから、地域と調和した円滑な企業参入への支援を行う必要があると考えています。

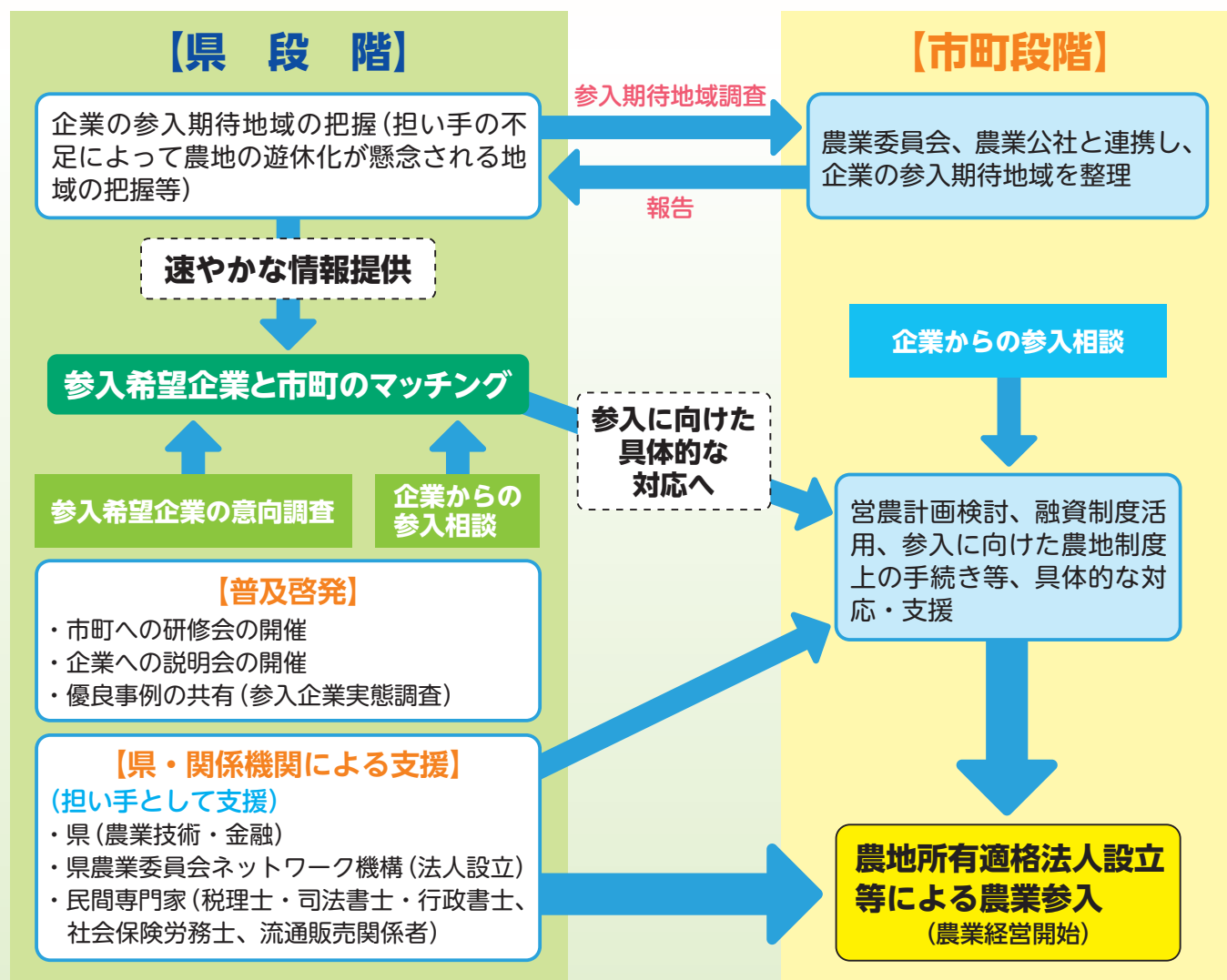
## 2 企業参入支援に対する県の基本的な考え方

- (1) 地域農業を担う認定農業者や集落営農組織が不足する地域における新たな担い手としての企業参入を支援します。
- (2) 参入方法としては、地域との調和を図る観点から農業者等が出資する「農地所有適格法人」の設立を基本に推進します。

## 3 支援内容

- ・ 参入希望企業等へのワンストップサービス相談（農地、金融制度、各種支援策の情報提供等）
- ・ 農業者等への企業参入制度等に関する啓発
- ・ 市町の参入期待地域及び参入希望企業等の情報収集・提供

## 取組イメージ





# 企業が農業に参入する効果

## 1 企業のメリット

### (1) 労働力の有効活用

新たに農業参入することにより自社経営の多角化や雇用の安定化につながります。

例えば、建設業者が水稻の農作業を請け負ったり、ブランド米の安定生産供給に取り組んだりすることで、地域活性化につながります。また、兼業農家の社員がいれば、既に習得している農業技術等のノウハウや個人所有の農業機械を活用することができます。

### (2) 企業の特徴を活かした商品化

使用資材・栽培方法にこだわる自社農産物を自社商品の原材料に使用すれば、販売先に応じた商品化や特徴を最大限に活かした差別化ができます。

例えば、食品残さを肥料化して循環型農業を実践して、安全・安心で新鮮な野菜を生産・加工することで、営業部門を活用した契約販売や自社商品としての販売等ができます。

### (3) 企業イメージの向上

顧客満足度の向上や農村地域の活性化、農業・農村環境の保全を考慮する企業として従来の顧客や地域の住民から評価されます。

例えば、食品加工・製造販売をする企業が、自ら農業生産や原料確保を行うことで、商品のイメージ向上にもつながります。また、地域と連携する中で、耕作放棄地を解消して農業生産を行ったり、里山や棚田等の保全活動等に機械や労力、ノウハウを提供したり、伝統芸能の継承や復活に関わったりすることで、社会貢献にもつながります。

## 2 受入地域のメリット

### (1) 農地の有効活用

農業の担い手が不足している地域においては、企業を新たな農業の担い手として受け入れることによって、地域農業の持続的な発展を図ることができます。また、地域の担い手による耕作が困難となった遊休農地の活用が期待されます。

### (2) 地域の活性化

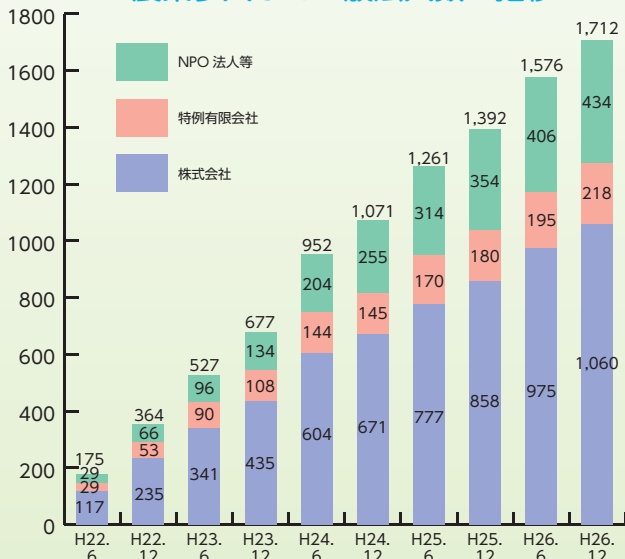
企業による新たな事業の展開、地域との交流などによって、その地域の活性化が図られます。また、企業が農業で必要となる労働力を参入地域に求める場合、新たな雇用が発生します。



# 参入法人に関する全国の状況

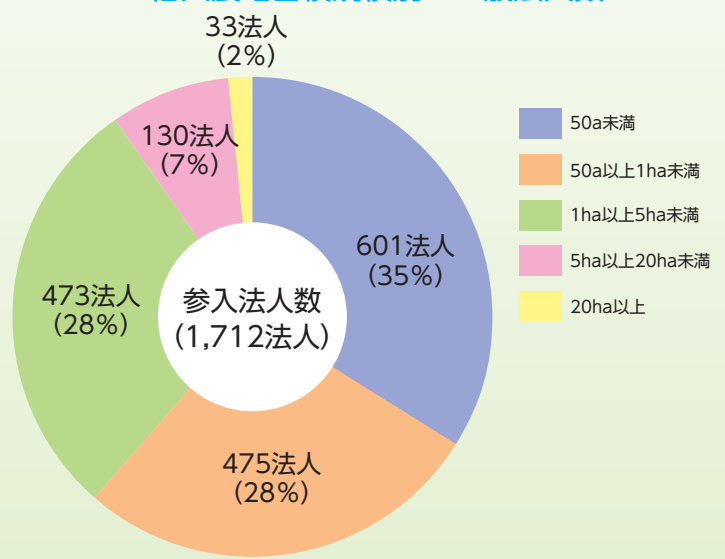
(解除条件付貸借による参入)

農業参入した一般法人数の推移



農林水産省経営局調べ(平成26年12月末時点)

借入農地面積規模別の一般法人数



農林水産省経営局調べ(平成26年12月末時点)





# 農業参入時・参入後の留意点

## 1 農業参入するまで

- (1) **事前準備** 参入目的の再確認→地域や市町等、関係者へ説明するため  
作物・規模・販売先の検討→営農計画の作成につながるため  
参入地域の検討→農家・農村を理解し、地域と調和を図るため
- (2) **事前協議** (農業委員会等に相談)  
農地等の情報収集→事務所や格納庫等、農地以外の用地も要検討  
就農までのスケジュール作成→経営開始後の目標までを含む  
手続き等必要事項の確認→農地法以外、登記内容の確認等
- (3) **参入準備** 営農計画の作成、農地・農業技術者・資金の確保、施設・機械の整備
- (4) **農地の貸借** (農地法3条・利用権設定)  
市町農業委員会の許可が必要
- (5) **営農開始**

## 2 農業参入した後

農地所有適格法人の要件は、農地の権利取得後も満たされていることが必要です。

このため、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、事業の状況等を市町や農業委員会へ報告が必要です。この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合、30万円以下の過料が課せられます。また、農業委員会は農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断した場合、法人に対する必要な措置をとるよう勧告します。勧告後、法人から農地の譲渡について申出があった場合、あっせん措置もあります。

なお、農地を適正に利用することはもちろん、関係機関に対する報告や情報交換を継続的に行うことや、地域の維持発展に関する話し合いや農道・水路等の保全活動の参加等、地域に定着できるよう努力することが必要です。

### 企業の農業参入についての県相談窓口

栃木県農政部	住 所	電話番号	所管エリア
河内農業振興事務所	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3061	宇都宮市、上三川町
上都賀農業振興事務所	鹿沼市幸町1-3-21	0289-62-5236	鹿沼市、日光市
芳賀農業振興事務所	真岡市荒町5197	0285-82-4720	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
下都賀農業振興事務所	栃木市神田町5-20	0282-23-3801	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町20-22	0287-43-1252	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町
那須農業振興事務所	大田原市本町2-2828-4	0287-23-2151	大田原市、那須塩原市、那須町
安定農業振興事務所	佐野市堀米町607	0283-23-1455	足利市、佐野市

## 栃木県農政部 経営技術課

TEL 028-623-2317 FAX 028-623-2315

市町の相談窓口、参入期待地域については、下記のHPをご覧ください

栃木県 企業参入 で 検索

HPアドレス [http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/keieitai/sannyu/nougyo\\_sannyu.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/keieitai/sannyu/nougyo_sannyu.html)



(H28.2) 古紙/パルプ配合率80%再生紙を使用